

平成 29 年 5 月 15 日



各 位

会 社 名 株式会社テクノメディカ
代表者名 代表取締役社長 實吉 政知
(コード：6678、東証第1部)
問合せ先 取締役 経営管理部長 萩原 一志
(TEL. 045-948-1961)

当社元取締役による不正行為の調査結果に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 30 日付「当社元取締役による不正行為に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社元取締役による不正行為について、特別な利害関係を有さない外部専門家による調査協力のもとで、事実関係の調査を進めてまいりました。

このたび、調査結果および再発防止策について以下の通りご報告いたします。

記

1. 不正行為の概要

不正を行った当社元取締役（以下、「元取締役」という。）は、従業員に対する毎月の給与振込みの際、自らが給与明細データ作成や銀行窓口での振込依頼を担当していることに乗じ、

- ①各月の給与振込総額として、実際の給与総額に自己の着服分を水増しした金額を決裁者に報告し、当該金額を当社口座から出金する承認・捺印を得る（決裁者は、全従業員の実際の給与支給額を足し合わせ、報告を受けた額との整合性を確認することまではしなかった）
- ②銀行窓口で、従業員への給与振込手続を行う一方、水増しした出金額と実際の給与総額との差額を現金で受け取る

以上の手口で、当社口座から不正に現金を引き出して着服していました。

当社に保管されている平成 22 年 1 月以降のデータ・書類を確認した結果、不正に引き出された金額は、同月から平成 25 年 11 月までの期間で約 89 百万円に上ることが判明しました。

また、銀行に過去の取引記録を照会した結果、記録が保管されている平成 18 年 10 月以降、平成 21 年 12 月までの期間で不正に引き出された金額は約 66 百万円に上ることが確認されました。以上より、今回の調査により判明したところによれば、不正に引き出された金額の合計は 155 百万円を下らないと認められます。

2. 他の不正行為の有無

元取締役が上記以外に行った不正行為の有無を確認するため、同氏が関与していた他の支払・振込み関連業務に係る検証を行いました。この結果、同氏が関与していた他の支払手続及び振込手続に関しては、金額計算の担当者と銀行口座に関する諸手続を行う担当者が分かれており、会社管理簿と銀行振込書の原紙の金額が一致しない場合、その原因が特定・記録されていることに加え、支払金額・振込金額の計算に複数の担当者が関与し、確認・決裁を行っていることから、同氏による不正行為は介在し得ない状況にあったとの結論に至りました。

3. 会計処理および業績への影響

不正に引き出された金額については、元取締役に請求を行うべく、調査が進行中の段階（四月下旬時点）において着服額として推定された 171 百万円を長期未収入金（投資その他の資産「その他」）として計上するとともに、回収可能性を踏まえて、その全額について貸倒引当金の計上を行っております。

なお、本日（5月15日）時点において不正に引き出されたことが確認された金額は、前述の通り 155 百万円となっておりますが、更なる調査の進行により、金額は今後も変動する可能性があります。

4. 再発防止策

同様の不正行為の再発防止を徹底するため、当社は以下の通り対応策を実施いたします。

（1）給与計算業務と給与支払業務の分離

不正行為が行われた時期においては、元取締役が一人で月次給与業務を担当しておりました。現在は、月次給与の計算業務と支払業務の担当部署を分離しております。

また、不正行為の再発防止のため、それぞれの部署内における担当者間での相互チェック体制を強化してまいります。

（2）銀行との接触担当者を複数化

元取締役が月次給与業務の担当を外れた後、給与の支払に先立って必要書類を銀行へ持ち込む業務と、給与振込当日に別の必要書類を銀行へ持ち込む業務を、それぞれ別の部署が担当することとしております。

また、銀行から発行される伝票類の受領と保管についても担当部署を分離し、各部署において整合性のチェックを行い、相互牽制を徹底いたします。

（3）コンプライアンス教育の実施

役職員一人ひとりが規範意識を持って職務に取り組むため、昨年7月より全役職員を対象として集合研修・役員研修・e-learning等を実施しております。

これらの研修は、不正な会計処理の再発防止策として開始したものでありますが、今後も継続的に研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成を図ってまいります。

5. 今後の対応

引き続き、元取締役に対する法的措置を検討のうえ、不正に取得された資金の回収を行ってまいります。

なお、平成 29 年 4 月 21 日付「代表取締役社長の役員報酬一部返上に関するお知らせ」の通り、本件に係る経営責任を明確にするため、代表取締役は役員報酬の一部を自主返上しております。

また、このような不正行為が長年にわたり潜在していた事実について、当社はこれを厳粛に受け止め、徹底した再発防止策を実施することで信頼回復に努めてまいります。

以上